

みやこ町過疎地域持続的発展計画

(変 更)

令和4年6月

自 令和3年度

至 令和7年度

福岡県京都郡みやこ町

目 次

基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ. 町における過疎の状況	2
ウ. 産業構造の変化、立地特性、社会経済的発展方向等の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 町行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 産業の振興	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	16
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	20
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	20
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	20
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	20

目 次

3	地域における情報化	20
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	21
	(3) 計画	22
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
4	交通施設の整備、交通手段の確保	23
	(1) 現況と問題点	23
	(2) その対策	23
	(3) 計画	24
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
5	生活環境の整備	25
	(1) 現況と問題点	25
	(2) その対策	26
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	29
	(3) 計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
7	医療の確保	31
	(1) 現況と問題点	31
	(2) その対策	32
	(3) 計画	32
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33

目 次

8	教育の振興	33
	(1) 現況と問題点	33
	(2) その対策	34
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
9	集落の整備	38
	(1) 現況と問題点	38
	(2) その対策	38
	(3) 計画	39
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
10	地域文化の振興等	39
	(1) 現況と問題点	39
	(2) その対策	40
	(3) 計画	40
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
11	再生可能エネルギーの利用の推進	41
	(1) 現況と問題点	41
	(2) その対策	41
	(3) 計画	42
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	42
	事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	43

基本的な事項

(1) 町の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は福岡県の北東部に位置し、面積 151.34 km²、人口 18,825 人（令和 2 年（2020 年）国勢調査）の町である。

町域は、北は上矢山地区から徳永地区の町境にかけて北九州市及び行橋市と接し、西は焼尾峠から大坂山を經由し障子ヶ岳を結ぶ稜線で田川郡添田町、赤村、香春町と接し、東は築上郡築上町、南は英彦山を分水嶺として大分県中津市に接した東西 13.2 km、南北 28.4 km のクサビ型をした地形である。南側と北側の地域は急峻な山々に囲まれ、英彦山に源を発する今川・祓川、また北部から源流を発する長峽川が町内を貫流し周防灘へと注いでいる。

気候は瀬戸内海型気候に属し、年間の平均気温は 15°C、月平均降水量は 150 mm 程度で、比較的温暖小雨であり、地震や豪雨などの自然災害の少ない地域である。

本町は、平尾台・英彦山山系の山々から、周防灘に注ぐ河川の恵みを受けるとともに、奈良時代には国府や国分寺が置かれ、旧豊前の国の 8 郡の政治・文化の中心地として、古くから交流・交易によって栄えた地域である。また、中世には宇都宮氏、江戸期には小笠原氏が当地を治め、今日までその歴史的遺産が残されている地域でもある。

昭和の大合併で犀川町、勝山町、豊津町が形成されそれぞれ個々の地方自治体として個性ある地域づくりを進めつつ、広域的な行政需要に対しては京築広域市町村圏事務組合を組織し相互に連携・協力し、住民サービスの向上に努めてきた。

そのような中、少子高齢化の急激な進展や三位一体改革による地方交付税の削減に伴う財政基盤の強化、地方分権の推進、多様化・高度化する住民ニーズへの対応等の課題に対し、効率的な行財政運営を行うため社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供できる魅力ある町を目指して、平成 18 年（2006 年）3 月 20 日に、犀川町、勝山町、豊津町の 3 町の新設合併によって、みやこ町が誕生した。

本町の人口は、昭和 35 年（1960 年）国勢調査では、3 町合計で 27,147 人であったが、令和 2 年（2020 年）国勢調査では 18,825 人となり、60 年間で 8,322 人（△

30.7%) 減少している。近年では年間に 200 人を超える減少が続いており、この人口の減少は今後も続くものと予測され、令和 12 年(2030 年)では 16,090 人と推計されている。(国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計による。)

本町の基幹産業である農林業は産業構造の変化から衰退の一途であり、特に農林業就労者数の減少は、農業施策などに多くの課題を生じている。また、第 1 次産業就労者の高齢化が進行しており、なかでも本町の伊良原地域は過疎化現象が著しく、高齢化も進んでいる。なお、平成 30 年(2018 年)に「県営伊良原ダム」が完成し、ダム周辺整備事業により森林公園や農家レストランが整備され、新たな事業創出が図られている。

合併前の旧犀川町は、昭和 45 年(1970 年)過疎地域対策緊急措置法による地域指定を受け、昭和 55 年(1980 年)から過疎地域振興特別措置法、平成 2 年(1990 年)から過疎地域活性化特別措置法に基づき継続的に総合的、計画的な過疎対策事業を実施してきたところである。しかし、これらの取り組みを継続しているものの若年層を中心とした人口の減少を止めることが出来ず、少子高齢化(令和 2 年(2020 年)国勢調査-65 歳以上高齢者比率 42.1%)が急速に進んでいる。

イ. 町における過疎の状況

本町の人口は、第 1 次ベビーブームの昭和 25 年(1950 年)に 29,493 人となりピークを迎えた。その後昭和 45 年(1970 年)以降減少したものの、第 2 次ベビーブーム後の昭和 55 年(1980 年)前半には増加に転じ、26,000 人を上回った。その後は一貫して減少傾向であり、令和 2 年(2020 年)にはピーク時から見ると、36.2%減の 18,825 人となっている。

この人口の動きを年齢による 3 区分別に見てみると、年少人口(0~14 歳)は昭和 35 年(1960 年)以降減少傾向にあり、昭和 55 年(1980 年)以降に微増に転じるが、その後は一貫して減少している。生産年齢人口(15~64 歳)は昭和 35 年(1960 年)後半から昭和 55 年(1980 年)前半までは緩やかな増減で推移していたが、昭和 55 年(1980 年)後半からは、減少傾向にある。一方で老年人口(65 歳以

上)は、平成7年(1995年)に初めて年少人口を上回るなど一貫して増加を続けており、令和2年(2020年)の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は42.1%である。既に4割を超えており、福岡県の高齢化率(28.1%)よりも14ポイント高い。

このままの状況が続いた場合、本町の将来人口は令和42年(2060年)にはピーク時から69.3%減の9,057人、高齢化率は48.8%に達し、およそ2人に1人が高齢者になると見込まれる。年齢による3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口の減少が大きく、老年人口は令和7年頃(2025年頃)から減少に転じると推計される。(「社人研」及び「みやこ町人口ビジョン」の推計による。)

これらの主な要因は、少子高齢化や若年層の都市部への流出であると推測される。

人口減少がこのまま進行すると地域産業の衰退や本町の基幹産業である農林業を中心とした産業等における担い手不足といった問題が生じるとともに、人口減少による消費(需要)の縮小に加えて、生産年齢人口(15~64歳)の減少は、雇用(供給)の不足をもたらし、地域へ新たな投資を呼び込むことが一段と困難となる。

ウ. 産業構造の変化、立地特性、社会経済的発展方向等の概要

本町の産業別人口の動向をみると、第1次産業は昭和35年(1960年)には65.2%を占めていたが、昭和60年(1985年)で21.6%と半減以下に減少し、さらに平成27年(2015年)には8.8%と激減した。一方、第2次産業は11.3%から33.5%、31.3%へ、第3次産業は22.8%から44.8%、59.9%へと大幅に増加した。高度経済成長を通じて、産業構造の変化に伴い就業者構成が変化していることが分かる。

北九州空港や全線開通した東九州自動車道など、交通インフラの整備もされたことにより、大規模自動車関連産業の進出などによる人や物の流れを十分に活用し、企業誘致、農業の6次産業化だけでなく住みよい環境を活かしたベッドタウンとしてのみやこ町をアピールすることで、持続的発展を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和35年(1960年)国勢調査では、旧3町合計で27,147人であったが、昭和50年(1975年)までの15年間で2,057人(△7.6%)減少、昭和50

年（1975年）から令和2年（2020年）国勢調査までの45年間で6,265人（△25.0%）減少し人口18,825人となり、昭和35年（1960年）当時と比較して8,322人（△30.7%）減少している。これは少子高齢化や若年層の都市部への流出が主な要因と考えられる。

15～29歳の若年者比率は昭和50年（1975年）には人口に対して22.7%であったが令和2年（2020年）では10.5%と大幅に減少し、これとは逆に65歳以上の高齢者比率は、昭和50年（1975年）には12.2%であったが令和2年（2020年）では42.1%と急速に高齢化が進んでいる状況である。

一方、昭和35年（1960年）には4.8人であった1世帯当たりの世帯人口は、減少傾向が続いており、平成17年（2005年）には2.9人、平成22年（2010年）には2.8人と、核家族化や独居老人世帯の増加が一層進んでいる状況がみられる。

今後更に人口の減少は続くと予測され、令和12年（2030年）では16,090人を推計している。（「社人研」の推計による。）

本町の基幹産業は農林業を柱とした第1次産業である。農業は水稲作を中心に野菜・花卉・果樹等の栽培や里山地帯を利用した大型畜産経営が行われてきた。しかし、社会情勢や産業構造の変化の中で第2種兼業農家が増加、また若年層の流出により農業従事者の不足や高齢化が進行し、農業を支える上で厳しい状況が続いている。

林業についても、本町の南部一帯を中心に優良な林業地域を形成しているが、農業同様厳しい状況下に置かれている。

第2次産業については、昭和48年（1973年）以降農村地域工業等導入促進法により、自動車関連企業を誘致し、犀川地域2社、勝山地域1社、豊津地域1社の4社が現在本町の第2次産業の中心となっている。しかしながら、バブル期以降の景気の低迷により、就労場の拡大が出来ない状況となっている。

第3次産業については、ここ数年現状を維持している状況である。このように、特定の産業を除いて町内での就業の場は極めて少ない状況にあることが窺える。

このため若年労働者は、交通環境や生活基盤の整備された近隣市町又は近郊の都市圏に就業の場だけではなく生活の場を求めて流出が続いており、本町の産業振興に多くの課題を提起している。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

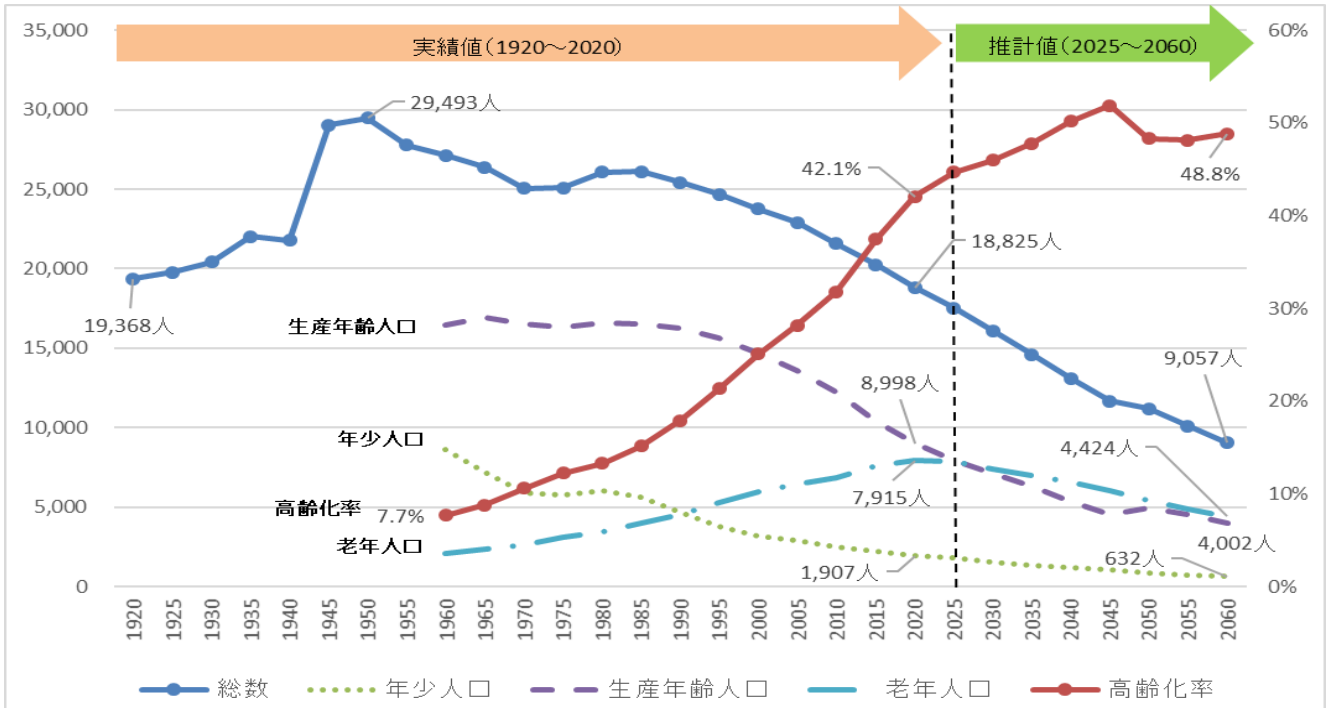
区 分	昭和	昭和 50 年		昭和 55 年		平成 2 年		平成 7 年	
	35 年	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 27,147	人 25,090	% △ 7.6	人 26,073	% 3.9	人 25,423	% △ 2.5	人 24,689	% △ 2.9
0 歳～14 歳	8,610	5,725	△ 33.5	6,009	5.0	4,655	△ 22.5	3,810	△ 18.2
15 歳～64 歳	16,456	16,294	△ 1.0	16,597	1.9	16,222	△ 2.3	15,606	△ 3.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	6,697	5,683	△15.1	5,019	△11.7	4,421	△11.9	4,335	△1.9
65 歳以上(b)	2,081	3,071	47.6	3,467	12.9	4,542	31.0	5,273	16.1
(a)／総数 若年者比率	% 24.7	% 22.7	—	% 19.2	—	% 17.4	—	% 17.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.7	% 12.2	—	% 13.3	—	% 17.9	—	% 21.4	—

区 分	平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 22,898	% △ 7.3	人 20,243	% △11.6	人 18,825	% △7.0
0 歳～14 歳	2,873	△ 24.6	2,246	△21.8	1,907	△15.1
15 歳～64 歳	13,564	△ 13.1	10,409	△23.3	8,998	△13.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,202	△26.1	2,218	△30.7	1,973	△11.0
65 歳以上(b)	6,452	22.4	7,583	17.5	7,915	4.4
(a)／総数 若年者比率	% 14.0	—	% 11.0	—	% 10.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 28.2	—	% 37.5	—	% 42.1	—

※総数には「年齢不詳」を含み、構成比には「年齢不詳」を含まない。

表1-1(2) 人口の見通し

図表1 人口の長期推移

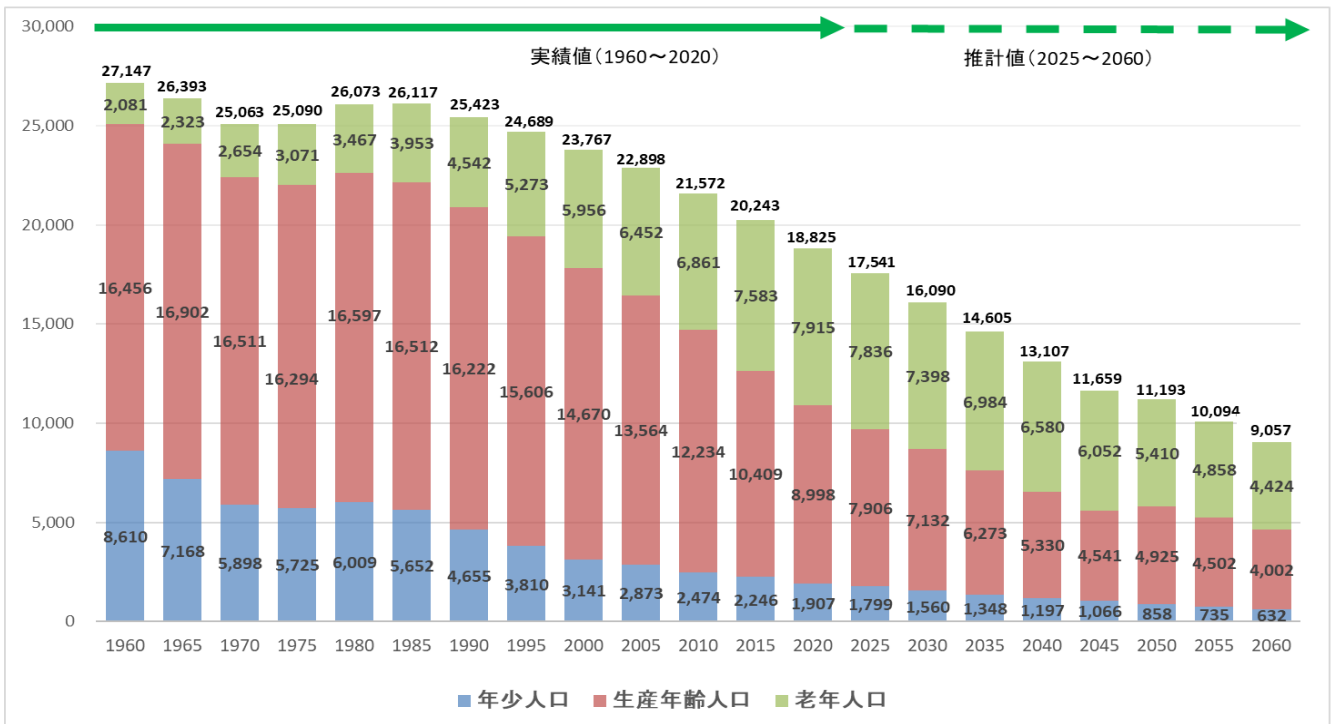


出典：総務省「国勢調査」(1960～2020)、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(2025～2045) (2018年3月公表)、みやこ町人口ビジョン (2050～2060)

※2025年以降の人口(推計値)は、小数第1位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※総数には「年齢不詳」を含み、構成比には「年齢不詳」を含まない。

図表2 年齢3区分別の人口の推移



出典：総務省「国勢調査」(1960～2020)、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」(2025～2045)(2018年3月公表)、みやこ町人口ビジョン(2050～2060)

※総数には「年齢不詳」を含み、構成比には「年齢不詳」を含まない。

※2025年以降の人口(推計値)は、小数第1位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 町行財政の状況

平成12年(2000年)4月に地方分権一括法の施行により国と地方の役割分担が整理され、地方分権は実行の段階に入った。この地方分権改革により地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、住民に身近な行政サービスは自らの意思と判断において執行すること及び自立と持続可能な財政運営を確立することを求められている。

一方、国は財政改革の柱として三位一体の改革を推し進め地方交付税や国庫補助金が削減され、その影響は大きく本町の財政運営を一層厳しくしている。

平成18年(2006年)3月に犀川町、勝山町、豊津町の旧3町が合併して、現在のみやこ町が誕生したが、地方交付税の合併算定替の特例措置が令和2年度(2020年度)で終了するなど、地方交付税に大きく依存している本町の今後の財政運営については、更なる厳しい状況に直面することが想定される。

また、地方公共団体の財政力を示す指数である財政力指数は平成22年度(2010年度)、平成27年度(2015年度)ともに0.41であったが令和2年度(2020年度)には0.36に減少している。さらに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は平成22年度(2010年度)79.4%、平成27年度(2015年度)81.2%、令和2年度(2020年度)88.8%と年々上昇し、財政構造の硬直化が進んでいる状況である。

一方、住民の行政に対するニーズは多様化し、行政として取り組む課題は質・量とも増大し、高度化している。さらに広域的な視点に立った対策やまちづくりを進めることが重要となっている。

このような状況下において、本町は限られた財源の適正・公平な配分に留意しつつ行政サービスの向上を目指さなければならない。特に、行政運営や投資効果の観点から住民サービスに即した行政体制づくりに努めるとともにIT技術の活用によるサービスの向上や事務の合理化を一層進めなければならない。また、専門化、高

度化してきた行政事務に対応するため、職員の資質と専門的実務能力の向上を図る必要がある。

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大や公共施設の老朽化への対応などの費用負担増も予想される中、安定した行財政基盤を確立するため町の総合計画・行財政改革の答申・各種計画等に留意した行財政運営が必要である。

表1-2(1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	13,734,141	13,835,463	14,570,754
一般財源	7,377,101	7,396,621	7,256,500
国庫支出金	1,870,570	1,323,070	3,879,502
都道府県支出金	711,351	780,050	1,076,990
地方債	1,439,150	1,178,389	601,263
うち過疎対策事業債	12,700	107,000	141,700
その他	2,335,969	3,157,333	1,756,499
歳出総額 B	12,866,365	12,648,243	13,858,549
義務的経費	4,509,811	4,000,089	4,552,651
投資的経費	2,663,720	3,146,163	2,017,983
うち普通建設事業	2,519,441	3,121,267	1,961,263
その他	5,692,834	5,501,991	7,287,915
過疎対策事業費	12,893	108,619	142,423
歳入歳出差引 C (A - B)	867,776	1,187,220	712,205
翌年度へ繰越すべき財源 D	101,453	245,183	158,560
実質収支 C - D	766,323	942,037	553,645
財政力指数	0.41	0.41	0.36
公債費負担比率	16.2%	9.2%	11.1%
実質公債費比率	10.6%	3.9%	5.3%
経常収支比率	79.4%	81.2%	88.8%
将来負担比率	30.3%	—	—
地方債現在高	10,002,872	10,946,071	10,630,292

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.6	44.2	53.0	61.5	64.9
舗装率 (%)	46.9	74.5	—	79.1	80.9
農 道					
延長 (m)	—	—	—	94,169	136,385
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	57.4	99.1
林 道					
延長 (m)	—	—	—	41,672	53,415
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	4.3	5.5
水道普及率 (%)	2.1	22.2	25.2	31.2	36.9
水洗化率 (%)	—	—	32.5	51.4	53.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	17.1	19.9	16.1	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、昭和 25 年（1950 年）の 29,493 人を頂点とし、第 2 次ベビーブームの昭和 55 年（1980 年）前半に 26,000 人を上回ったが、その後は一貫して人口減少傾向にある。令和 2 年（2020 年）国勢調査の人口は 18,825 人となっている。

人口減少は消費（需要）を縮小し、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の減少は、雇用（供給）の不足をもたらし、地域へ新たな投資を呼び込むことが一段と困難となる。

そのため、人口流出を防ぎ、人口構成に配慮しながら流入を増やすことが求められる。本町で暮らしてもらうためには、宅地造成や空き家バンクなど定住促進に向けた施策を進めることや、周辺自治体と連携した企業誘致や町内企業の育成など雇用の場の創出を図ることが重要である。また、安心して子どもを産み育てられるように、結

婚から出産、子育てに至るまで切れ目ない支援を行うなど子育て環境の充実を図ることが重要である。

少子高齢化による人口減少は、地域産業や地域コミュニティの担い手の不足、新しい世代の価値観や活力を吹き込む力の低下といった形で影響を及ぼしている。本町のように少子高齢化が進展している地域と、人口や経済機能が集積する都市地域との間で、文化・娯楽サービス活動やにぎわい、交流、さらに若年層の雇用の場といった観点から活力の格差がさらに拡大する恐れがある。

一方で、IoT^{※1}、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ^{※2}といった今後の社会に影響を及ぼす新たな技術革新が進んでいる。Society5.0^{※3}は、これら先端技術で「生活の質の向上」や社会的課題の解決につなげ、社会そのものの変革に取り組もうとするものであり、SDGs（持続可能な開発目標）の課題解決にもつながることが期待されている。

そのような社会情勢を踏まえ、移住・定住施策や子育て支援施策の充実はもとより、先端技術を活用した地域資源のブラッシュアップや新産業の創出等、地域社会の形成と地域活力の更なる向上を図っていく。

※1 IoT：コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることで、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※2 ビッグデータ：スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。

※3 Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であり、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす超スマート社会のこと。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町では、「みやこ町人口ビジョン」において、出生率の上昇対策に早急に取り組むことで、令和12年（2030年）の合計特殊出生率1.87、令和22年（2040年）に2.07の実現を目指している。

また、並行して転出の抑制、望ましい人口構成（子育て年齢層の充実）を考慮した転入の促進等の人口減少対策に取り組み、年間15～20世帯の転入超過により、令和27年（2045年）に人口15,000人を維持・確保することを目指している。

この長期目標に沿って、本計画の計画期間終了年度である令和7年度（2025年度）の目標人口を、以下の通りとする。

計画期間中（令和3～7年度（2021年～2025年））の目標人口

令和7年度に、18,700人程度を維持することを目指す

また、その他の基本目標として、以下の成果指標を設定する。

成果指標		
指標	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
社会増減数	△119人	43人
財政力指数	0.37	0.40
経常収支比率	87.9%	85.0%
実質公債費比率	4.6%	4.6%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については最終年度に行うこととし、その手法は外部有識者や住民等が参画する会議の中で行うものとする。また、事業の実施状況等を考慮しつつ、各事業の課題等を整理する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、

「本町の人口は、昭和25年（1950年）をピークに一貫して減少傾向にある。今後この傾向は続き、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少が予想されている。また、

高齢化の進行による社会保障費等の増大、生産年齢人口の減少による税収の減少等が見込まれ、今後の財政状況の見通しは厳しい状況にあると考えられる。今後、公共施設等の改修や更新等に投資できる財源が減少することが見込まれる中で、多様化する住民ニーズに対応し、持続的に公共施設等によるサービスを提供していく必要がある。

また、目指すべき公共施設のあり方として、新しい小学校エリアを中心とした新たなコミュニティづくりの考え方に沿って、公共施設等の最適化に向けた取組みを推進する必要がある。

上記を踏まえ、長寿命化の推進や保有量の最適化、財政負担の軽減と協働の推進等により、総合的かつ計画的な公共施設等の管理を推進し、まちづくりと連動した持続的な公共サービスの提供を目指す。」

と記載している。当計画においても、この基本的な考え方を踏まえ、公共施設等については保有量の最適化をはじめ、長寿命化の推進や財政負担の軽減を図り、持続可能なまちづくりの実現に寄与するものとする。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口の社会増減数を見てみると、平成 24 年（2012 年）には△27 人、令和元年（2019 年）には△119 人という推移になっており、毎年人口減少が続いている。移住関連事業では、平成 27 年度（2015 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の期間中、移住相談件数は 255 件あったものの、実際に移住した世帯数は 57 世帯にとどまっており、人口減少を食い止める一手とまでは達していない。

一方で、ふるさと納税寄付者数は年々増加傾向であり、令和 2 年度（2020 年度）には 3,575 件の寄付があった。ふるさと納税をはじめとした“関係人口”の裾野拡大は、本町に興味をもっていただく入口として機能し、交流人口や移住・定住人口の拡大につながる可能性を秘めている。

また、関係人口、交流人口の拡大による担い手育成や、にぎわいづくり、交流機会の創出など、経済活力の拡大を図るため、町の認知度向上に向けた情報発信・PR 等を実施するとともに、定住人口の創出（空き家活用、定住支援、子育て支援、子どもの教育環境の充実など）に向けて、町有地を活用した宅地等の整備に取り組む。さらに、多様な人材確保を目的とした地域おこし協力隊の活用や、北九州都市圏域を中心とした他市町との連携施策に取り組むとともに、公共施設跡地等の活用による小さなコミュニティづくりの推進や地域づくり人材の育成など、ハード・ソフト両面からの取り組みにより、持続可能なまちづくりを目指していく必要がある。

(2) その対策

ふるさと納税をはじめとした関係人口の拡大は、交流人口や移住・定住人口の拡大につながる可能性を秘めているため、返礼品となる地域資源の更なるブラッシュアップを図りつつ、寄付者に対する本町の情報発信を強化するなど、潜在的な移住希望者の掘り起こしを進めていく。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな働き方改革を見据え、“テレワーク”や“ワーケーション”に対応したまちづくりを目指していく。また、観光分野や公共施設等の活用にあたっては広域的連携を模索しつ

つ、地域の魅力発信、財政的負担の軽減を図りつつ最大限の効果が得られるよう取り組んでいく必要がある。

既存事業についても、公共施設跡地等を活用した宅地整備や住宅購入助成金、定住後の生活を支援する結婚新生活支援助成金制度や出産祝金等、着実に取り組みを進めるとともに、持続的な地域づくりの中心となる人材の育成にも注力し、移住・定住施策の充実を図っていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定 住	定住促進団地整備事業	町	9にも記載
	(2)地域間交 流	遊休施設再整備事業	町	
	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業	出会いサポート事業	町	
	移住・定住	空き家活用事業	町	
		結婚新生活支援事業	町	
		出産祝金交付事業	町	
		分譲地販売事業	町	
		住宅購入助成事業	町	
	地域間交流	ふるさと納税事業	町	
	人材育成	特定地域づくり事業	町	
その他	その他移住・定住促進事 業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「土地」の管理に関する基本的な方針として、「遊休地は、定住促進や企業誘致などに寄与することから、積極的に民間への貸付・売却、土地の有効利用や借地の解消を検討します。」と記載しており、この基本方針に基づき公共施設跡地等の有効利用を推進していく。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町の主産業の一つである農業は、輸入自由化による情勢の変化や水稲の生産自由化による市場価格の低迷など、非常に厳しい状況である。また、後継者不足と就業者の高齢化は深刻で、農家数の減少により農地を維持することが困難となっている。加えて、有害鳥獣による農作物への被害は年々増加しており、被害防止のための作業や資材費は農家の大きな負担となっており、農業離れと、耕作放棄地の増加を招いている。

そのため、本町では生産性の高い農業を確立するため、これまで農地の条件整備を実施してきた。現在は、整備された圃場を活用し、生産性の高い農業から、より収益性の高い農業へ転換するため農地の流動化の一層の推進や、規模拡大志向農家・集落営農組織の育成、花卉、イチゴなどの高収益型園芸農業の振興に力を注いでいる。今後、集落営農座談会の開催や数々の支援強化策を展開し、法人化を視野に入れた地域農業の組織化を図り、農業経営体の体質強化を図る必要がある。

また、本町の豊かな自然環境を活かした農作物の生産を拡大し、新鮮で安心・安全な食料の供給基地として、町内3箇所の『農林産物直売所』を核として、農家の所得の向上と雇用の拡大を目標に、地場産業の振興に努めるとともに、地域の特性を活かした加工品の開発を促進し、地域経済の活性化を図る必要がある。

林業についてはさらに厳しい状況にある。海外からの木材輸入による国産木材価格の低迷など、林業経営は苦しく、従事者の高齢化と後継者不足は深刻で、森林の保全管理が十分に出来ていない状況にある。

また、林道、作業道等の基盤整備の遅れがさらに林業就労者の減少に拍車をかけている。森林の保全は林業経営だけでなく水源涵養、生態系の維持、国土保全の観点からも重要な役割を担っている。山林所有者にはこの重要な役割の理解を求め、森林の有効活用を図る必要がある。

商工業についても重要な産業であるが、それぞれに経営は厳しく、商業については近隣市町への郊外型大型店舗の進出で町内商店街が衰退の一途にある。商店は個性化を図り、地元購買力を喚起させることが必要になってきている。工業は自動車関連企業を中心とした構図となっているが、近年の不況により雇用は非常に厳しい状況にある。このため、引き続き本町の安定した就労の場として具体的な支援策の検討が必要である。

さらに、本町は65歳以上の高齢者が人口の42.1%に達し、高齢者福祉対策が重要な課題となっている。このような高齢者福祉に対する事業については、福祉も産業のひとつと捉え、町内起業者の発掘を図ることも必要である。

観光については、令和2年（2020年）7月に「一般社団法人みやこ観光まちづくり協会」が発足し、地域の観光振興のためのPR活動や、観光案内所の運営を行っている。今後、更なる観光客の誘致のため町内に点在する観光資源のブラッシュアップや本町に訪れる人々の受け入れ態勢の向上などに努め、行政や町内で活動するまちづくり団体と一体となった観光推進体制を整えることで、魅力あるまちづくりを推進する必要がある。また、近隣市町との広域的な観光サービスの実施や行政では行えない民間発想を導入した収益事業の実施など、自立できる体制づくりを目指していく必要がある。

(2) その対策

農 業

本町の特性を活かし、安定した農業経営を実現するため、稲作一辺倒の農業から

施設野菜、花卉などの高収益型園芸農業を推進して、収益性の高い農業を目指した施策を進めるものとする。また、近年は消費者の安全志向や環境問題への関心の高まりから SDG s（持続可能な開発目標）の取り組みを考慮した施策を推進する。

このほか、地域農地の保全のために、規模拡大志向農家や地域営農組織の育成に努めると共に、新規就農者や女性農業者の育成など、新たな農業経営体の増加に努める。

町内 3 箇所の農林産物直売所やみやこ町学校給食センターを十分に活用し、所得の向上と雇用の拡大の場として、また都市との交流の場として地場産業の振興に努める。

林業

豊かな森林資源を有効に活用するため、林道・作業道の整備を図るとともに、林業の生産性の向上や林業就労業務の改善に努める。山林経営のみでの生活は今後も困難が見込まれるため、特用林産物の取り組みなど経営の多角化を推進して、自立できる林業従事者の育成に努めるものとする。

また、就労者の減少や高齢化から、未整備山林や未利用地として放置されている里山が増加する傾向にある。森林活用の担い手として森林組合の組織強化と林業就労者の雇用拡大を図る必要から、支援強化を図っていくものとする。

商工業

商工業者は、零細化、高齢化の一途である。消費者は近隣市町の郊外型大型店舗に流れ、零細商店は非常に厳しい経営を強いられている。商工会の組織強化、意識改革を図りながら、各店舗の個性化や独自性などの支援策を図る。

また、若年層の雇用の確保として企業の誘致は是非とも必要であるが、本町の環境を害さないような環境適応型企業の誘致を促進する。

観光

（一社）みやこ観光まちづくり協会を中心とした観光推進体制の強化を図り、町内にある観光資源の活用や自然資源を再度見直し、本町の大切な財産を次世代に継承していく取り組みを行う。さらに、産業祭や音楽祭などの交流イベントだけではなく、町内で活動するまちづくり団体などとともに広域的な交流を促進し地域産業の活性化を図る。

製造業

市場の動向を十分に見据え、事業者や起業者の持つアイデアを活かしながら、地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大などに対し、関係機関と連携した支援をすることで地域内型産業の振興に努めていく。

農林産物等販売業

地産地消の取り組みは産業振興の一助となるほか、環境負荷の低減、消費者へ安心安全な農産物の供給ができるため、実需者から一定の理解を得ているものの、今後も需要拡大に向けた取り組みが必要である。

そのため、商品の品揃え及び品質の向上を目指した特産品開発の推進と販路拡大のため販売促進活動を実施し、産直施設の雇用拡大と経営力向上につなげ、地場産業の振興に努めていく。

旅館業

観光業が進出しやすい環境を整備することで、観光客の受入体制強化を行い、県内外及び国外からの集客の拡大を図る。

情報サービス業

情報サービス業を含む企業誘致をはじめ、ローカル5Gを活用した企業力の育成等を図る。

その他の産業

自然環境に対する意識が高まる中、田舎への生活志向者が増す傾向にある。本町には、他市町への転出や後継者不在から空き家になった家屋が集落に散在している。この中には財産的な価値があるにも関わらず使用されていないものも多くあり、今後は不在所有者と協議を図りながら、有効活用を積極的に進める。

また、町内3箇所の農林産物直売所を大いに利用し、都市と農村の「人と物」の交流の拠点づくりを行うものとする。更に高齢者の雇用確保を図るため、自らの経験と能力を活かすことが出来る仕組みづくりや高齢化社会が求めるサービス産業への参加により就労支援を行うものとする。

なお、産業振興の各分野において周辺市町村との連携に努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2.産業の振興	(3)経営近代 化施設 農業	農業生産施設導入支援事 業	町	
		有害鳥獣被害防止対策事 業	町	
		農業用施設管理事業	町	
	(4)地場産業 の振興 流通販売施設	直売所整備事業	町	
		(5)企業誘致	公共施設跡地利活用事業	町
	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業	公共施設跡地造成事業	町	
		多面的機能支払交付金事 業	町	
		中山間地域等直接支払制 度交付金事業	町	
	第1次産業	経営所得安定対策等推進 事業	町	
		畜産振興事業	町	
		担い手育成・確保対策事 業	町	
		地産地消事業	町	
		農業振興地域整備事業	町	
	観光	森林の担い手対策事業	町	
		ゆめづくり事業	町	

		観光・交流促進事業	町	
	企業誘致	企業誘致対策事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
みやこ町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「産業系施設」の管理に関する基本的な方針として、「今後も継続的に維持する施設は、計画的な維持管理（予防保全）を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。」と記載しており、この基本方針に基づき産業系施設の有効利用を推進していく。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ICT 技術の急速な進化は、スマートフォン、タブレット端末に代表されるように、私たちのライフスタイル・ワークスタイルの幅広い場面、様々な分野において社会に変化をもたらしている。

さらに、端末の小型軽量化と低廉化、データ流通量の飛躍的な増大は、移動通信システムの第5世代（5G）への期待と相まって、IoT やビッグデータ、さらには AI、RPA^{*4} 等の新たなソフトウェアの活用により、必要な情報が必要な時に提供され、自

由に利用が可能となり、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることが期待できる。

行政分野においても、マイナンバー制度の導入とともに、行政サービス、行政事務の効率化を目的とした ICT 技術の利活用の取組が進んでいる。行政手続きのオンライン化についての目標時期が令和 4 年度（2022 年度）とされていることや、情報システムの標準化・共通化についての目標時期が令和 5 年度（2023 年度）とされているなど、取組を一定の期間内で実現するには、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行システムの調査やスケジュールの策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められている。

21 世紀は情報化の時代と言われ、情報化は産業の分野だけでなく住民の生活など広範な分野まで浸透している。情報化社会に対応した情報通信ネットワークとして、本町で整備している本庁と支所・学校・公民館などの公共施設を結んだ地域イントラネットの活用促進を図るほか、地理的な不利地域の高度情報通信基盤を整備し、インターネットなどが利用できる環境づくりを進める対応が必要不可欠となっている。

さらに、今後も活力ある地域社会を実現していくため情報通信基盤の整備に対応した情報システムの充実を図り、個人情報保護に留意しつつ、利便性の高いコミュニケーションシステムの構築を図っていくことが重要である。また、災害時等の緊急時の情報通信体制の整備や暮らしやすい生活環境の改善を図らなければならない。

※4 RPA：画面上のアプリケーション、システム画面を識別し、人間と同様な操作を行うことが可能なソフトウェアのこと。

(2) その対策

情報・通信基盤の整備は、住民の利便性の向上はもとより、地域の活性化や地場産業の振興を図る上でも必要不可欠であり、計画的に ICT 技術の利活用を進めるとともに、併せて、多様化する住民ニーズに対応するため、インターネットを利用した行政情報サービスの提供に努めなければならない。この中では、保健・医療・福祉・文化・スポーツ・生涯学習など住民の生活や地域活動に関する情報を受発信できる情報システムの整備に取り組み、住民がいつでも手軽に電子申請や公共施設の予約などの公共サービスが受けられる住民のだれもが利用しやすいシステムづくりを図るものとする。また、情報化が進む中、だれでも手軽に情報通信ができるよう、講習会などを開催し、情報通信機器の操作や情報通信ネットワークの活用方法が学べる場を提供していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3.地域における 情報化	(1)電気通信 施設等情報化 のための施設 その他	地域イントラネット更新 事業	町	
		5G等対応事業	町	
		Wi-Fiエリア拡充事業	町	
		電子申請・届出等拡充事 業	町	
		電子相談事業	町	
		公共施設等の予約システ ム事業	町	
		自治体クラウド・共同推 進事業	町	
		統合型GISシステム事 業	町	
		AI・RPA事業	町	
		窓口ワンストップサービ ス事業	町	
ICT等技術活用事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【※該当なし】

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町は幹線道路として町の北部を東西に走る一般国道201号、南東部を南北に走る一般国道496号と中央部に貫流する今川に沿って県道行橋添田線、北部を東西に走る県道椎田勝山線の主要地方道がある。これらの路線は、近年整備が進んでいるが、幅員が狭小である箇所が多く自動車交通は著しく阻害され、幹線道路としての機能を十分果たしていない状況が今も続いている。また、主要地方道と接した枝状に伸びた生活道路としての町道がある。これらの道路も未改良路線が多く、隣接市町村との連絡機能が果たされていない。このため住民生活の利便性及び地域の活性化を阻害している状況にある。

次に、公共交通機関は都市部に比べ脆弱であり、山間部等では住民の日常生活に大きな支障を与えているのが現状である。

そのため、運行中の路線バスについては運行事業者に支援を行うなど関係機関と連携しながら公共交通の維持に努めている。また、公共交通空白地域解消を目的に、平成 25 年（2013 年）10 月からドア・ツウ・ドアのサービスを提供するデマンドタクシーの運行を開始した。当初は一部地域であったものの、平成 31 年（2019 年）3 月に町内全域に運行区域を拡大し、公共交通空白地域を解消することができた。今後も、関係機関と連携しながら総合的かつ持続可能な運行体制の維持促進が重要である。

(2) その対策

交通体系の整備では、広域的視野に立ち中長期的計画に基づいた道路計画の策定と町内の道路網の見直しを早急に行い、国、県その他協議会等関係機関と調整の上、住民のニーズや地域の実情に即した道路改良を推進する。

次に、高齢者や身体障がい者など社会的弱者の交通手段の対策として、地域の実情や利用者の立場を考慮しながら、公共交通空白地域をつくることなく、利用者ニーズと財政負担の少ない効率的かつ持続可能な地域公共交通について計画・検討を

進め、行政、交通関係者、地域住民の連携により持続的な公共交通事業を推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
4.交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	(改良)			
		本庄・高座線 L=400m W=4.0m	町		
		大通り・平岩線 L=700m W=4.0m	町		
		丁ノ町・池ノ下線 L=450m W=4.0m	町		
		岩角・井堀線 L=1500m W=4.0m	町		
		大村・谷口線 L=450m W=4.0m	町		
		坂ノ下・居屋敷線 L=360m W=7.0m	町		
		谷ノ後・帯田線 L=350m W=5.0m	町		
		才毛・千休田線 L=350m W=4.0m	町		
		国作・草場線 L=300m W=4.0m	町		
		巣鳥住宅内線 L=400m W=4.0m	町		
		その他道路改良事業	町		
		橋梁	橋梁改良事業	町	
			橋梁修繕事業	町	

	(3)林道	林道改良事業	町
		林道修繕事業	町
	(5)鉄道施設等 その他	駅・停留所改修修繕事業	事業者
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業	路線バス負担金	事業者
	公共交通	地域交通体系整備事業	事業者
		平成筑豊鉄道経営安定化 負担金	事業者
		あいのりタクシー運営負 担金	事業者
	その他	その他公共交通支援事業	事業者

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「道路・橋梁」の管理に関する基本的な方針として、「安全な生活道路の形成へ向けて、再舗装や老朽化した道路の修繕、高齢者・交通弱者のための交通安全施設（ガードレールなど）の整備・充実などを進めるとともに、バリアフリー化に努めます。」と記載しており、この基本方針に基づき道路・橋梁整備を推進していく。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

本町では生活環境の変化や生活様式の向上から污水处理整備区域も拡大しているが、それ以外の地域では生活雑排水による河川の水質汚濁などが問題になってきている。住民が快適な生活を営む上で上下水道の整備は欠かせない要件であり、このようなことから本町では人口密度の高い地域を公共下水道及び農業集落排水対策事業、周辺部を合併浄化槽により適切な排水対策を行っており、今後も污水处理構想

に基づき事業を展開する必要がある。また、上水道及び簡易水道普及地域以外では、飲用水は各家庭でボーリングあるいは井戸により地下水源に依存しているが、一部地域には水質に恵まれず不便をきたしているところが見受けられる。このような地域に対しては、早急に上水道等整備の対策を講じる必要がある。なお、水道事業においては大半、京築地区水道企業団から受水し、水源の確保を行っている。

環境衛生対策については、リサイクルに関する意識の高まりや、人口の減少、高齢化による購買意欲の低下などの理由から、廃棄物の排出量は減少傾向にある。今後も限りある資源を有効に利用するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を推進するため、各婦人学級や高齢者大学など各種社会講座や教育現場で、循環型社会についての啓発活動に努める必要がある。このほか町の幹線道路沿いには空き缶、空き瓶が不法投棄され地域の環境美化を著しく阻害している。不法投棄に対する監視体制の強化や悪質な行為に対しての予防措置を図る体制づくりが必要である。また分別収集の徹底を求めながら地域に根ざしたごみの再資源化を推進し、減量化・ごみを無くす運動展開を継続することが必要不可欠である。

さらに、本町では消防・防災業務は京築広域圏消防本部がその任務にあっており、これを補う消防組織が町内の各集落にあるが、団員の高齢化や新入団員不足、さらに施設整備が十分でない状況であり、火災、水害時での応援態勢の確立など計画的な見直しと施設の整備を図る必要がある。

現在、本町には31の団地に812戸の町営住宅がある。耐用年数が過ぎ老朽化が進む住宅では、順次建替えが進んでいる。今後もみやこ町の住宅事業を進めていく基本として、「みやこ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に実施する必要がある。

(2) その対策

公共下水道及び農業集落排水事業を町の汚水処理構想により進めていくが、本町の家屋は点在形態をなしており、集中的な汚水処理施設を設置することが困難な状況にある地域が多い。このような地域は小型合併処理浄化槽を推進し、サービスに不公平感が生じないように補助金の拡充を図るとともに、生活雑排水の処理について適正な指導に努め

る。また、汚水の安定的な処理のため、し尿及び処理施設から発生する汚泥の処理施設について、現在の処理形態を維持するか、新たに施設を建設するのか等、踏み込んだ議論が必要である。

また、水道は、生活者にとって欠かすことのできない生活条件であるため、水道施設整備事業を事業計画に沿って進めるとともに、更新時期を迎えた施設の水道施設改善事業を計画的に展開する必要がある。さらに、水道普及促進事業を展開し、水道加入率の向上に努める。

次に、ごみの排出はリサイクルに対する意識の高まり等により減少傾向にあるが、今後も引き続き、コンポストにより生ごみを有機肥料として使用する循環システムや使い捨て製品の使用の抑制を推進する社会づくりに努める。また、資源ごみの再資源化についても、技術面や採算面などの課題はあるが可能な限り再使用するルールづくりを図るものとする。

このほか、消防組織の活性化を図るため団員の資質の向上、組織の再編成を検討し、予防・防火意識の徹底を図る。さらに、施設の整備を計画的に進め防災対策に万全の体制を期すものとする。

最後に、町営住宅の整備については、「みやこ町公営住宅等長寿命化計画」を基本とし、今後はこの計画に基づき計画的に実施するものとする。また、単身世帯、多人数世帯、高齢者世帯、若年層世帯等様々なニーズに対応した整備を計画的に行い、あらゆる世代にとって快適に住むことができるまちづくりを行うものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5.生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設整備事業	町	
		水道施設改善事業	町	
		新規加入促進事業	町	

	(2)下水処理 施設 その他	浄化槽設置整備事業	町
	(5)消防施設	消防施設整備事業	町
	(6)公営住宅	公営住宅環境改善事業	町
		公営住宅整備事業	町
		公営住宅譲渡事業	町
	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業 防災・防犯	防犯灯整備事業	町
		防災無線整備事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「上水道・下水道」の管理に関する基本的な方針として、「①未普及・未整備地域への施設整備②耐震化や改修③施設の長寿命化」などを記載している。また、「消防施設」の管理に関する基本的な方針では、「計画的な維持管理（予防保全）を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。」と記載しており、これらの基本方針に基づき事業を推進していく。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

本町の高齢化は急速に進んでいる。令和2年（2020年）国勢調査における65歳以上の高齢者人口は7,915人と全体の42.1%を占め、全国の28.7%、福岡県の28.1%を大きく上回っており、福岡県の中でも高齢化率の高い市町村の1つとなっている。人口の減少とは反比例に高齢者数が増加する典型的な山間過疎地の人口推移が続いている。

このような状況下、これまで高齢者の生きがい対策として「スポーツとレクリエーションの振興」「生産・創造活動の振興」「健康教室の開催」など総合的な施策を行ってきた。しかし、今後益々増加する高齢者にとっては、生きがい対策と併せて長年培ってきた豊富な技術や知識を社会に活かせるような組織づくりや就労の場の確保が必要である。

また、本町は一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの夫婦世帯向けに、緊急時の連絡体制の整備をはじめ各種の福祉サービスの提供をすすめてきた。今後も救急システムの整備はもちろんのこと近隣居住者や各団体と相互支援システムの充実等、地域でのボランティアの育成を図り、安心して自立した生活が営めるよう努める必要がある。

このほか平成 12 年度（2000 年度）から施行された介護保険制度は、3 年ごとに制度改正が行われ、令和 3 年（2021 年）からの第 8 期介護保険事業計画では、団塊の世代が後期高齢期を迎える後を見据え、令和 7 年度（2025 年度）及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年度（2040 年度）に向け、多様で柔軟な介護サービスを提供できる体制づくりを構築しなくてはならない。高齢者が公平なサービスを受け、不利益を被ることのないように効率的で一体的なサービスを提供し、高齢者を地域全体で支えあう仕組みを考える必要がある。

併せて、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、出産や子育てに関する知識や身近な人からの支援を得ることが難しくなっている。また、共働き世帯の増加によりワーク・ライフ・バランスを考慮した子育て環境の更なる充実が求められている。

(2) その対策

高齢者の福祉の拠点としてコミュニティセンター「いこいの里」や豊津福祉センター「すどりの里」などで地域ごとに行われている「いきいきサロン」等を活用することにより、高齢者の余暇活動の拠点施設としてその機能を果たしている。今後も引き続きこの施設を核として、社会福祉協議会を中心に各種福祉サービスの拡充を図るとともに、体制の整備と情報の収集に努め一人暮らしの高齢者や支援を必要とする高齢者等の把握に努める。

また、地域で介護予防に継続して取り組みができる体制づくりをすすめ、介護が必要な状態に陥ることをできる限り防ぐ体制づくりや高齢者が自立した生活を送り、健康長寿の延伸につなげることができる高齢者の生きがいをづくりや社会参加を促進する体制づくりを関係機関と連携しながら支援し推進していく。

さらに、一人暮らしの高齢者の生活支援対策としてのデイサービスや配食サービスなど各種サービスの供給が充分にできる体制づくりを整える必要がある。高齢者が安心して、健康で生き生きとした生活が送れるように緊急通報装置の設置等、支援強化を図る。また、援助を要する高齢者に対しては、介護保険サービス事業等を適切かつ敏速に処理しながら、「一人ひとりがいつまでも元気で自分らしく生きられる長寿の町」を目指し、高齢者にやさしく安心して生きがいをもって生活できるまちづくりを進めるものとする。高齢者が孤立することなく、安心して地域の中で暮らしていくために地域の関係団体が連携し、情報を共有し、高齢者を地域全体で見守るための体制整備を進め、趣味、スポーツ、地域行事、ボランティアなどの既存のプログラムに加えて、高齢者の社会参加を促すよう多様な活動等を推進していく。

併せて、子育て環境の整備として「みやこ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策を推進し地域における子育て環境の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6.子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1)児童福祉 施設	保育所整備事業	町	
	保育所			
	(3)高齢者福 祉施設 その他	高齢者等住宅改造助成事業	町	
		福祉センター改修事業	町	

	(8)過疎地域 持続的発展特 別事業	障がい児発達支援事業	町	8にも記載
	児童福祉 高齢者・障害 者福祉	子育て支援センター事業	町	
		福祉タクシー利用券交付 事業	町	
		買い物困難者支援事業	町	
	その他	生活体制整備事業	町	
		その他地域支援事業	町	
		放課後児童クラブ事業	町	
		体験教室事業	町	
		青少年教室事業	町	
		家庭教育学級事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「保健・福祉施設」の管理に関する基本的な方針として、「施設の計画的な維持管理（予防保全）を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。」などを記載しており、これらの基本方針に基づき事業を推進していく。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

住民が健康で生き生きとした生活を送るためには、壮年期からの健康づくりが重要である。そのため寝たきりの主な要因になっている脳卒中などについては、生活習慣病の予防対策として健康診査による疾病の早期発見、早期治療など予防対策事業を推

進める必要がある。また、山間部の一部地域では患者輸送車の活用により、医療提供体制の確立に努めている。

これらの地区では高齢化率が50%以上に達し、地域医療対策について総合的な施策を講じる必要がある。このほかに、社会構造や生活環境の変化に伴って平均寿命を単に延ばすだけでなく、健康で過ごすことのできる年齢を高め、高齢者の自立や生活の質の向上を目指す必要がある。

(2) その対策

住民が乳幼児期から壮年期までの段階に応じた健康づくり活動を積極的に取り組めるよう支援し、生活習慣病を予防するために健康教育、健康診査、健康相談などの事業の充実を図る。特に町が毎年実施している住民健診は要介護状態に陥る危険性の高い生活習慣病の早期発見につながるため、今後も引き続き拡充を図っていくものとする。

伊良原地区にある町立診療所は、過疎地の医療の要となっているが、医師や看護師の確保が問題となっているため、関係機関と連携しながら地域医療体制の継続を図る。

また、犀川地域の鏡畑地区は、医療機関から遠く無医地区に準じる地区となっている。この地区は、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの夫婦世帯が多く救急時の連絡通報体制の確立が喫緊の課題である。その対策として、定期的な医師の派遣や患者輸送車の整備や維持管理を実施していく必要がある。このほか、住民が地域の中でともに支え合う連帯意識の高揚を図ることが必要であり、そのための地域ネットワークの形成に努めなければならない。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7.医療の確保	(1)診療施設 診療所	町立診療所施設整備事業 へき地診療所運営事業	町 町	

	患者輸送車	オンライン診療事業	町	
	(3)過疎地域 持続的発展特 別事業	へき地医療設備整備費補 助事業	町	
	その他	子ども医療費助成事業	町	
		青少年医療費助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「医療施設」の管理に関する基本的な方針として、「計画的な維持管理（予防保全）を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。」などを記載しており、これらの基本方針に基づき事業を推進していく。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

みやこ町には小学校6校と中学校3校及び小中一貫校1校がある（令和4年（2022年）4月1日現在）。令和4年（2022年）5月1日現在では小学生772人、中学生404人の合計1,176人が在籍しているが、平成20年（2008年）の児童・生徒数（小学生1,182人、中学生593人の合計1,775人）と比較すると全体で599人（△33.7%）と激減している。

児童・生徒数の減少から小学校2校（小中一貫校含む。）で複式学級の形態で授業が行われている。このようなことから、今後、小中学校の再編整備を着実に実行する必要がある。

インターネットの高速大容量化やスマートフォンの普及等により、児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化している。また、学校においてはGIGAスクール構想に伴う1人1台のタブレット端末の整備をベースに、児童・生徒の「個別最適化され、創造

性を育む教育」を実現させることが必要となっている。そのため、これらの設備を十分に活用できる指導者の育成を図ることが重要である。

また、児童・生徒を取り巻く環境であるが、少子高齢化・核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の人々との関わりが希薄化するなど、子育てを支える仕組みが低下傾向にある。特に近年は新聞報道等では陰湿な犯罪や暴力事件など、青少年の非行は集団化、低年齢化している。本町では「あいさつ運動」を推進するなど、家庭や地域社会、学校のほか行政も一体となった児童・生徒を健全に育成するための取り組みを進めている。

さらに、高齢化の進む本町では、農作業の機械化や生活様式の変化等により自由時間が増え、加えて高齢化社会の成熟に伴い、学ぶ楽しさや知る喜び、そしてこころの豊かさなど生きがいを求める気運が高まっている。さらに、住民が要求する学習課題も多様化し、生涯学習に対する重要性が強く認識され始めている。今後は、生きがい対策や住民の学習意欲に応える生涯学習の体制づくりと内容の充実が、ますます重要になってくる。

(2) その対策

本町の小学校のうち、2校が複式学級を抱えるへき地・小規模校であり、本町独自で複式指導推進協議会を設置し研究推進に取り組んでいる。今後も引き続き指導方法の工夫改善や交流学习・体験学習を一層強化し、研究の深化に努める。また特色ある学校教育を育むため、小規模校での少人数学級を“特性”としてプラス思考に捉え、これを活かす教育の取り組みを推進していくことが重要である。

そのため、一人ひとりの児童・生徒の個性や能力に適合した指導法を工夫改善し、基礎・基本となる学力を確実に定着させる。さらに、自らの課題を発見し自ら学び主体的に判断して行動し、自らの力でよりよく課題解決を図っていく資質や能力、つまり「生きる力」の育成を目指す。また、児童・生徒の交流はもとより教師間の交流を活発化し「出前授業」や「意見交換会」を通して指導技術の向上、小中学校間の指導内容の理解と協力等を深め合うことを目指す。

小中学校の児童・生徒指導面については、教師が小中学校の枠を越えて9年間を共通認識し、連携強化と情報交換を密にすることにより校内暴力やいじめ、不登校等の防止に取り組む。このような取り組みのためにも、小中学校間の連携強化を図ることが重要である。

また、発展著しい情報化時代に対応する教育の取り組みとしては、インターネットを駆使して学校間はもちろん国際感覚の育成のため、海外の児童・生徒との交流を図っていくものとする。

情報化の進展は新たに“情報のモラル”をどのように指導していくか等の問題を抱えている。そのため、IT教育の拡充と共に重要な指導事項であるインターネットにおける情報リテラシー能力やモラルの育成に取り組む。

青少年の健全育成のため、学校・家庭・地域社会が一体となり次世代を担うにふさわしい“明るくたくましい青少年を育成する”ための環境づくりを推進していかなければならない。特に、学校週5日制に伴い、“地域において子どもたちが安心して活動できる居場所作り”の取り組みが必要である。「放課後児童クラブ」「寺子屋事業」「アンビシャス広場」などの取り組み等と併せて、公民館活動の活発化や内容の充実を図り、保護者や地域住民の理解と協力を得ながらその取り組みを一段と充実したものにしていく必要がある。

また、国際交流の推進により、グローバルな視野をもった青少年を育成するため、中学生を対象とした短期間の海外ホームステイ事業を行い、英語学習に対する意欲と実践的な英語コミュニケーション能力の向上を推進する。さらに、外国の生活、習慣などの異文化に直接接することで、将来グローバルな視野をもって活躍できる青少年を育成し、将来の国際社会に対応し貢献できる人材育成を推進する。

住民の生涯学習に対するニーズの多様化については、公民館活動の充実や運営方法等の改善を行うこととし、だれもが参加しやすい生涯学習推進体制の確立を目指していく必要がある。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8.教育の振興	(1)学校教育 関連施設 校舎	小・中学校施設維持管理 補修事業	町	
		小・中学校再編整備事業	町	
	(3)集会施設 、体育施設 等 公民館 体育施設	公民館施設維持管理補修 事業	町	
		公民館再編整備事業	町	
		体育施設維持管理補修事 業	町	
	図書館	体育施設再編整備事業	町	
		図書館維持管理補修事業	町	
		図書購入事業	町	
		移動図書館車購入事業	町	
	その他	図書館再編整備事業	町	
		文化施設維持管理補修事 業	町	
		学習等供用施設再編事業	町	
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	海外ホームステイ事業	町	
		放課後児童クラブ事業	町	
寺子屋事業助成金		町		
A L T派遣事業		町		

	小学校英語講師派遣事業	町
	中学校英語教育発表会	町
	小中学校図書整備事業	町
	部活動指導者外部指導者活用事業	町
	学力向上事業	町
	少人数学級推進事業	町
	複式学級対応事業	町
	教科対応非常勤講師雇用事業	町
	I C T教育関係機器等購入事業	町
	I C T支援員配置事業	町
	小中連携推進事業	町
	スクールソーシャルワーカー派遣事業	町
	子どもの学習支援事業	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「学校教育系施設」の管理に関する基本的な方針として、「学校施設の整備・充実のため、統廃合を含む学校再編整備について検討し、学校再編を推進します。」などを記載しており、これらの基本方針に基づき事業を推進していく。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では 115 の行政区域があり、昔からそれぞれの集落で行事が行われている。昭和 30 年代（1955 年代）以降の日本経済の高度成長は、雇用の場を求める人々を地方から都市へと誘導し、その結果農山村地域は急激に人口が減少していった。本町においても、昭和 35 年（1960 年）当時と令和 2 年（2020 年）国勢調査結果で比較すると 8,322 人減少している。115 集落の中には、集落としての機能を維持していくことが危ぶまれる集落も存在している。特に山間へき地に偏在している小集落については、この傾向が顕著で、且つ住民の高齢化が進行し、早急に総合的な対策や生活環境の観点から移転や統合を考慮した集落の再編成を検討する必要性が生じてきている。しかし、先祖伝来の土地に対する愛着が強く、時間をかけた話し合いの下に対応策を講じる必要がある。

また、本町は過疎化の進行による人口減少や高齢化、核家族化により空き家の増加が問題となっている。山間部の集落だけではなく全町的に、社会的諸条件で都市地域に移り住み空き家になった家屋が多くみられ、折角の財産が活用されていない状況にある。このような未使用家屋に対し情報発信を行い、田舎生活志向者に生活の場を提供して、求める者と求められる者の橋渡しを行い、町の活性化や集落の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

小規模集落については、それぞれに伝統文化が息づいている。相互扶助の精神が希薄になりつつあるなど集落機能の低下傾向に対応するため、関係住民と調整の上に集落再編整備などへの取り組みを行うものとする。また、高齢化する住民により構成される地域社会が健全に維持されるよう各種機能の支援充実を図るものとする。さらに集落再編による移転者のための住宅用地や U J I ターン^{*5} 者向けの優良住宅用地の確保に努める。また、増加傾向にある空き家の活用事業としてインターネットを使用した本町の空き家情報を発信する空き家バンクの充実を図り、移住者や定住者の受け入

れがスムーズに行える体制づくりを行い魅力あるまちづくりを推進する。

※5 U J Iターン:

U：出身地から地域外へ進学や就職のために出た後、出身地に戻ること。

J：出身地から地域外へ進学や就職のために出た後、出身地の近隣地域に戻ること。

I：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9.集落の整備	(1)過疎地域集 落再編整備	地域コミュニティ支援事 業	町	1にも記載
		小さな拠点事業	町	
		公民館・集会所等の改修 事業	町	
	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 集落整備	空き家活用事業	町	
		公民館・集会所等の無償 譲渡及び改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【※該当なし】

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には先人達が築き残した様々な歴史及び地域文化が継承されている。地域文化の継承や新たな創造は大変重要なことである。特に、地域特有の伝統文化や生活文化の振興は、高齢者の積極的参加を促し、子供達の郷土愛と生きがい、自信、誇りの創出につながりその取り組みを進める必要がある。

また、本町では四季を通じて農村からの情報発信手段として、イベントなどの催し

を行っている。今後も住民の文化活動の輪を広げていくためには、施設の整備とともに、豊かな文化遺産を引き継ぎ住民が気軽に参加できる体制づくりに取り組む必要がある。

(2) その対策

地域文化の振興を図るため、これまでの歴史や風土の中で生まれ継承されてきた文化遺産の調査と適切な保存・活用を進める。また、地域出身の先人達の偉業を再認識し、今後のまちづくりに生かすための顕彰事業も積極的に展開する。このほか、平成27年(2015年)11月にリニューアルした歴史民俗博物館を活用した郷土の文化財や歴史的資料などの展示や様々な企画展の開催や、学習施設の整備により、住民が広く郷土の歴史や文化について学ぶことのできる機会を増やしていくとともに、広報等を活用し貴重な共有財産として後世に伝えるよう努めるものとする。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10.地域文化の 振興等	(1)地域文化 振興施設等	指定文化財維持管理補修 事業	町	
	地域文化振興 施設	歴史公園維持管理補修事 業	町	
	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	地域文化継承事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

みやこ町公共施設等総合管理計画において、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の中で、「社会教育系施設」の管理に関する基本的な方針として、「施設の計画的な維持管理（予防保全）を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、

長寿命化型の改修を推進します。また、価値ある歴史的資源の保存やまちづくりへの活用を図り、施設の機能を最大限発揮できるような運営に努めます。」と記載しており、この基本方針に基づき事業を推進していく。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーやコージェネレーション^{※6}を利用した分散型エネルギー（電気・熱など）を活用することが求められている。近年では、エネルギーマネジメントシステム等を活用し、公共施設間などの一定規模の地域コミュニティで分散型エネルギーを面的に融通し需給を最適化すること等、エネルギーの地産地消が求められている。

※6 コージェネレーション：発電とともに発生する廃熱を有効に活用するシステムのこと。

(2) その対策

災害などによる停電時にも利用可能な再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、公共施設・避難所や防災拠点等における太陽光発電設備やコージェネレーションシステムの導入に取り組む。

今後、新築・改修等を行う施設については先進的な技術やシステムなどを活用して建築物の省エネルギー化を進める。このためには、長期優良住宅や省 CO2 住宅等の基本モデルを構築し、公共施設をはじめ、一般住宅等へ普及させる必要がある。また、既存の建築物も省エネ診断や改修可能性調査を踏まえて改善を図る。さらに、環境に配慮した選択・実施をするとともに、太陽光発電システムの導入及び断熱塗料や遮熱フィルム等環境負荷の低減に配慮した施設の整備に努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11.再生可能エ ネルギーの利用 の促進	(1)再生可能 エネルギー 利用施設	太陽光発電設置事業	町	
		分散型エネルギー事業	町	
		省エネルギー対策事業	町	
		E V充電器設置事業	町	
		その他再生可能エネルギ ー事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【※該当なし】

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、昭和35年（1960年）国勢調査では27,147人であったが令和2年（2020年）では18,825人となっており依然過疎化が進行している。本町が持続的発展を果たすため、各分野において様々な施策・事業の展開や分野ごとの連携を行い推進していくことが重要である。また、1～11以外の分野に関しても取り組んでいくことが必要である。

(2) その対策

過疎対策を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ本町を取り巻く社会情勢の変化を予測しつつ、長期的・複眼的な視点でまちづくりを進めていく。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業	出会いサポート事業	町	移住・定住施策の ほか、交流人口・ 関係人口の拡大、 人材定着に取り組 むことで、人口の 社会増の効果が期 待できる。
		空き家活用事業	町	
		結婚新生活支援事業	町	
		出産祝金交付事業	町	
	移住・定住	分譲地販売事業	町	
		住宅購入助成事業	町	
	地域間交流	ふるさと納税事業	町	
	人材育成	特定地域づくり事業	町	
その他	その他移住・定住促進事 業	町		
2.産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事 業	町	地場産業の振興及 び交流人口・関係 人口の拡大、人材 育成に取り組むこ とで、地域活性化 の効果が期待でき る。
		中山間地域等直接支払制 度交付金事業	町	
		経営所得安定対策等推進 事業	町	
		畜産振興事業	町	
		担い手育成・確保対策事 業	町	
		地産地消事業	町	
		農業振興地域整備事業	町	
		森林の担い手対策事業	町	

	観光	ゆめづくり事業 観光・交流促進事業	町 町	
	企業誘致	企業誘致対策事業	町	
4.交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域 持続的発展特別事業 公共交通	路線バス負担金 地域交通体系整備事業 平成筑豊鉄道経営安定化負担金 あいのりタクシー運営負担金 その他公共交通支援事業	事業者 事業者 事業者 事業者 事業者	公共交通を維持することで、生活の利便性を確保することができる。
5.生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展特別事業 防災・防犯	防犯灯整備事業 防災無線整備事業	町 町	住民が安全・安心して生活できる環境を維持・確保することができる。
6.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 その他	障がい児発達支援事業 子育て支援センター事業 福祉タクシー利用券交付事業 買い物困難者支援事業 生活体制整備事業 その他地域支援事業 放課後児童クラブ事業 体験教室事業 青少年教室事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	子育てに関する各種事業の実施により、安心して子育てができる環境整備に寄与する効果が期待できる。 また、各種高齢者支援事業により高齢者等の福祉の増進に寄与する効果が期待できる。

		家庭教育学級事業	町	
7.医療の確保	(3)過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	子ども医療費助成事業 青少年医療費助成事業	町 町	医療費の一部助成により、福祉の増進に寄与する効果が期待できる。
8.教育の振興	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業 その他	海外ホームステイ事業 放課後児童クラブ事業 寺子屋事業助成金 A L T派遣事業 小学校英語講師派遣事業 中学校英語教育発表会 小中学校図書整備事業 部活動指導者外部指導者活用事業 学力向上事業 少人数学級推進事業 複式学級対応事業 教科対応非常勤講師雇用事業 I C T教育関係機器等購入事業 I C T支援員配置事業 小中連携推進事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	充実した教育環境を提供することで学力の向上及び健やかな成長に寄与する効果が期待できる。

		子どもの学習支援事業	町	
9.集落の整備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	空き家活用事業 公民館・集会所等の無償 譲渡及び改修事業	町 町	集落の活性化に取り 組むことで、地 域社会を維持する ことができる。
10.地域文化の 振興等	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	地域文化継承事業	町	既存文化の保存・ 活用をすることで 地域文化の伝承と 振興を図ることが できる。